

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 4 年 12 月 23 日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工振興課

(2) 対象事項

西尾勤労会館の指定管理者であるシンコースポーツ中部株式会社の令和 3 年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理に係る各種手続、履行の確認等は、おおむね適正に処理されていると認められた。また、指定管理業務についても、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。